

大学間交流協定の下に実施される全学学生を対象とした  
学生交流に関する覚書締結時の取扱いに関する申し合せ

平成 23 年 1 2 月 2 1 日  
国際交流センター運営委員会決定

大学間交流協定の下に実施される全学学生を対象とした学生交流に関する覚書締結について、以下のとおり取り扱うこととする。

1. 全学学生を対象とした学生交流を実施する場合、原則として主担当部局を設ける。  
主担当部局は複数の部局が担当することも可能とする。
2. 主担当部局以外の部局において学生が交流を希望する場合には、主担当部局及び希望のあった部局がその都度協議を行い、受入・派遣の可否について決定する。  
なお、当該学生の受入・派遣を許可した場合、以下の点に留意する。
  - (1) 派遣学生数について、学生交流に関する覚書に定義する交流可能数を超過する場合、主担当部局における交流学生を優先的に派遣する。
  - (2) 当該学生交流に関する何らかの奨学金等が採択された場合、主担当部局における交流学生に対し優先的に配分を行う。
3. 学生交流に関する覚書の中に上記に関する項目を明文化するかどうかについては、各交流協定締結校との協議の中でそれぞれ決定する。